

函館市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定に基づき、企業局を対象として、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

なお、この監査については、山田潤一前監査委員、植松直前監査委員、斉藤明男前監査委員および松宮健治前監査委員が監査を行ったものである。

令和元年6月3日

函館市監査委員	小	野	浩
函館市監査委員	本	間	裕 邦
函館市監査委員	板	倉	一 幸
函館市監査委員	藤	井	辰 吉

平成30年度 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

企業局

2 監査の対象

平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

平成30年11月13日から平成31年2月26日まで

4 監査の実施内容

監査にあたっては、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているかについて、監査項目を定め、都市監査基準に基づき、諸帳簿等関係書類の検査のほか、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 金銭出納簿は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続きは適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 収入事務（電力販売料金）

- ア 調定額の算定は適正か。また、計算誤りはないか。
- イ 調定、減免、納入通知等の手続は適正か。
- ウ 滞納状況の把握、記録および督促手続等は適切に行われているか。

(5) 契約事務（3丁目温泉供給ポンプ購入契約）

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書、見積書等関係書類および帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ウ 履行の確認は適切に行われているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について、次のとおり検討の余地があると見受けられた点があった。

(1) 意見

ア 現金取扱事務

現金取扱員の現金の受払いにあたって、日々の出納の詳細を記載した書類を備えていないため、当該取扱者以外の職員が受払い金額等を確認しているかどうか判断することができない事務となっていたことから、正確性の確保やリスク管理の観点から取扱事務の見直しも含め、適切な事務執行に向けて検討されたい。